

# 指定申請手続きの概要＜生活支援型サービス＞

## 1 指定申請方法について

### (1) 事前協議

- ① 指定申請は事前協議制ですので、必ず事業着手前（用地・施設取得を含む）にご相談ください。事前協議（図面協議、スケジュール・基準確認）を行わずに着手したものについては、指定できませんので留意願います。（※平面図・工程表にて確認します）
- ② 事前協議に当たっては、ご予約の上ご来庁ください。現地確認等で担当者が不在となることがあるため、ご予約がない場合、協議に応じられないことがあります。
- ③ 事前協議には以下のものをご用意ください。

1	事業所の建物の計画平面図（基本的に建物全体。申請に係る部分はできるだけ詳細な図面）
2	事業所の建物の敷地内配置図（敷地内の建物、駐車場等の配置が分かるもの）
3	事業所の建物の近隣の住宅地図等（申請予定地周辺の様子が分かるもの）
4	事業所の開設スケジュールが分かる書類（工事工程表等）
5	法人の定款等（最新のもの）
6	既存建物の場合、現状の写真（外観、内部の主要部分等）

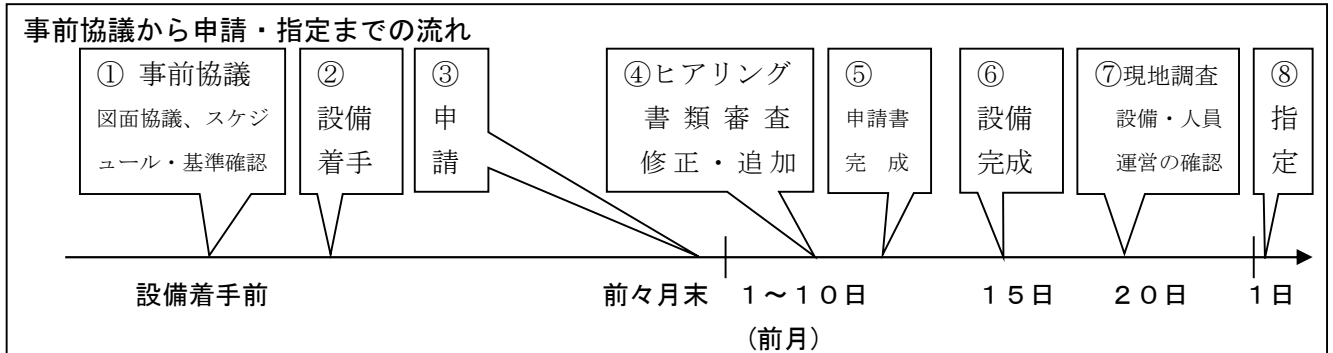
- ④ 事前協議の前に、事業所の建物がある土地について、本市都市計画課（北九州市役所本庁舎13階）にて土地の用途地域（例・第一種住居地域、商業地域、市街化調整区域等）、地区計画区域内かどうかを確認し、開設可能かどうか事前に協議を行ってください。
- ⑤ 設備基準を満たしていない場合等事前協議に日数を要する場合がありますので、日程に余裕をもって協議を行ってください。

### (2) 申請書類の受付

- ① 指定申請書の受付は、指定予定日（毎月1日）の前々月末（必着）に締め切ります。なお、申請書類締切日が土・日・祝日等の閉庁日である場合は、閉庁日の翌日が締切日となります。
- ② 提出書類等  
3の「指定申請に必要な書類について」を参照してください。
- ③ 提出先及び提出部数  
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課居宅サービス係に、1部提出してください。  
また、ヒアリング時に使用しますので、必ず控えを1部作成ください。
- ④ 提出方法  
日時を予約の上、申請書類一式を持参してください。その場で書類のチェックやヒアリング等を行いますので、控えも持参してください。  
出席者 申請法人の代表者及び事業所の管理者(予定者)  
場所 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課内
- ⑤ 現地調査  
事業所指定に当たって、必ず現地調査を行います。指定予定日から土・日・祝日を除いて4日以上前に現地調査ができなければ、その予定日での指定は難しくなります。

### (3) 指定

指定日（事業開始日）は、原則として要件審査終了後の直近の1日です。



### 3 指定申請に必要な書類について

- (1) 必要書類ファイル内にある「必要書類一覧表」に示す書類等を期限内に提出してください。
- (2) 使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- (3) 提出書類中、「写し」となっている書類については、申請者の代表者名で原本証明を行ってください。

<参考> 原本証明の見本

この写は原本と相違ありません	
令和	年 月 日
法人名	
代表者名	法人印

- (4) 申請書類の規格は、特段に定めのない限り A 4 サイズ（日本工業規格 A 列 4 番）としてください。
- (5) 必要書類ファイル内にある「指定申請に必要な書類一覧（チェックリスト）」を使い、チェック漏れがないか確認の上、チェックリストは申請書に必ず添付してご提出ください。
- (6) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は申請書を受理できません。
- (7) 申請時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください。

### 4 相談・問い合わせ先について

事業者指定申請に関する相談・質問等については、下記にお問い合わせください。

なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時の予約をさせていただきますようお願いいたします（予約者優先となります）。

特に指定申請書受付締め切り日直前は、多数来庁者があり混雑しますので、必ず事前にご連絡ください。

#### ○ 申請、届出、問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課居宅サービス係

〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号 Tel. (093) 582-2771

Fax. (093) 582-5033